

令和8年度 茨城県立古河中等教育学校部活動運営方針（案）

令和8年4月～

茨城県立古河中等教育学校

本校の目指す学校像：「豊かな心（寛容の精神、謙虚さ、思いやり）と確かな学力を兼ね備えた次代のリーダーの育成」

- 6年間の継続的・計画的な教育活動を通じて、生徒一人一人が高い志をもち、その実現に向けて知性と人間性を育む。
- 科学教育や国際交流、医学分野等の教育活動を通じて、体験的・探究的な学習の展開により、国内外で活躍するための科学的思考力や表現力を培う。
- 異年齢交流を重視した学校行事や部活動、トップリーダーとの交流、ボランティア活動などを通じて、社会に貢献するリーダーとしての資質を磨く。

本校における部活動の目的

- ・体力の向上や健康の増進及び感性の醸成を図る。
- ・感謝や思いやりの気持ちなど豊かな心を育む。
- ・日々の練習や大会等を通して、他者と協働する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う。
- ・仲間や指導者と触れ合うことにより、良好な人間関係を築く力を身に付ける。

本校の部活動の活動時間

- ・平日は月・水・金の放課後とし、土日のどちらか1日（土日実施する場合）を原則とする。
- ・平日の練習時間は18時15分までの2時間以内とする。
- ・平日に学校外で練習する場合は、各部活の顧問が場所を確保する。
また、練習時間に関しては、校内の練習時間同様18時15分までの2時間以内とし、部員が帰りのバスの時間に間に合う様に部活動を終了する。
- ・休日の練習は前期課程3時間、後期課程4時間以内とする。
- ・週あたりの活動時間は**前期課程9時間、後期課程10時間以内**とする。
- ・休日や平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- ・前期生の月ごとの公式試合以外の参加できる大会数は2大会以内とする。
- ・定期考査1週間前、実力テスト3日前からは原則として練習は行わない。
- ★長期休業中においても週あたりの活動時間は**前期課程9時間、後期課程10時間以内**とする。また、**週あたり3日以上**の休養日を設け、7日間以上の休養期間を設ける。

*熱中症防止のために気温・湿度等に留意し、適宜水分補給をすすめ、一人一人の体調を把握し安全な活動に努めます。

部活動規定細則

○朝の部活動について

- ・原則として朝の部活動は行わない。

○自主練習について（学校管理下外の活動のため日本スポーツ振興センターの補償の対象とはならない）

<前期課程>・原則的には校内での自主練習は認めない。

<後期課程>・校内での自主練習については、顧問が練習時間、練習内容、練習場所等について把握及び管理する。

また、自主練習を行った場合にもその部・部員の活動時間は1日・週の上限の範囲内とする。

○校外の練習について

- ・校外で部活動として練習する場合は、各部活動の顧問が場所を確保する。

練習時間に関しては、平日・休日ともに校内で行うときの練習時間と同様にする。

○特別練習について

- ・中体連、高体連主催等の公式大会が近い場合は、「特別練習許可願」を申請し学校長の承認を得て実施する。

○夏季の練習について

- ・熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考にし、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報にも十分留意し、環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討し部活動の実施について適切に判断する。
- ・暑さ指数が（WBGT）が31℃以上の場合は原則として活動を控える。ただし、実施する場合は適切な水分補給・休養を設け、十分な対策を備え行うこととする。

○公式大会以外の大会参加について

- ・公式大会（中体連・高体連主催の大会）以外の大会に参加する場合、前期生の参加できる大会数は月に2大会以内とする。後期生に関しては、部顧問が公式大会等以外の地方大会等について、精選する。